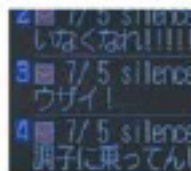


ケータイいじめ

【事件:2008年7月】
・男子高校生(15歳)が元同級生の少年(15歳)に暴行を受け死亡。
男子高校生がプロフに「ギターをやる奴にろくな奴はいない。」と書いたことで少年が腹を立てた。



【おうちの人から、お子さんへアドバイス】

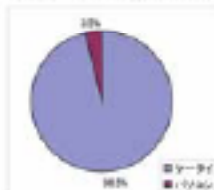
- ・相手がいやがる書き込みはしない。
- ・書き込まれた内容が悪質な場合には発信者を特定することができる。

- ◆プロフなどの掲示板で友達を中傷する。
- ◆掲示板に友達の個人情報や写真を掲載する。
- ◆大量のメールを友達に送りつける。

今までのいじめと違い、
24時間どこにいても
いじめを受けてしまう

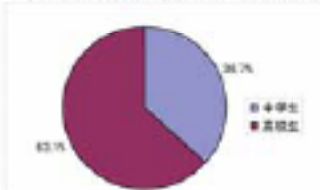
有害サイトへのアクセス

出会い系サイトへのアクセス手段



2008年2月21日 警察庁発表

出会い系サイト被害者(848人)のうち中学生・高校生の割合



2008年2月21日 警察庁発表

出会い系サイトにアクセスする手段のほとんどがケータイ



【おうちの人から、お子さんへアドバイス】

- ・ケータイに **フィルタリング** をかけて、出会い系サイトや自殺サイトなど有害サイトにアクセスできないようにする。

詐欺(悪質業者)

- ・「抽選で100万円プレゼント!」といううたい文句を信用して、氏名・住所・電話番号等の個人情報を教えてしまう。



- ・無料サイトと見せかけてアクセスさせ、実は有料サイトで後から不当な料金請求がくる。

【おうちの人から、お子さんへアドバイス】

- ・知らない相手からのメールは絶対に開かない。
- ・無料の「占い」「懸賞」「プレゼント」といったサイトは個人情報を収集したり、不当請求をしたりする目的であることが多いのでアクセスする場合には気をつける。
- ★不当な請求があった場合は支払わずに相談する。
↓(相談窓口へ)

困ったときの相談先



富里市消費生活相談室

93-1111
毎週月・火・水・金曜日
午前10時～正午、
午後1時～午後4時

千葉県消費者センター

047-434-0999
毎週月～金曜日
午前9時～午後4時30分

料金トラブル

無料のはずが高額請求!
オンラインゲームのトラブル



事例

テレビで「無料」と宣伝していた携帯サイトを子どもが利用したところ、10日で10万円ほどの請求が!ゲームの中で多数のアイテムを購入していた。本当のお金が必要とは思わず全て無料と思って遊んでいた。

事例

テレビで無料と宣伝していたサイトにアクセス。後日2ヶ月合わせて9万円という高額なパケット通信費の請求書が届いた。



【おうちの人から、お子さんへアドバイス】

- ・無料と宣伝していても、全てが無料とは限らない。ゲーム中で購入するアイテムが有料のことも。通信費は有料。
- ・オンラインゲームを利用すると高額なパケット通信費がかかる。パケット定額制にしても、使い方によっては対象外のことも。

トラブルを避けるため、子どもに利用させる前にサイトの利用規約を確認しましょう。

利用規約には、契約の内容として金額・支払い方法・退会の仕方などが書かれています。